

平成23年(行ウ)第17号、第18号 第二次泡瀬干潟公金支出差止請求事件

原 告 前川盛治 外274名

被 告 沖縄県知事、沖縄市長

準 備 書 面 (20)

2013年1月24日

那覇地方裁判所 民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

籠橋 隆明

鋸 口 崇

喜多 自然

栗 山 知

斎藤 祐介

白川 秀之

長谷川鉱治

原田 彰好

日高洋一郎

堀 雅 博

間宮 静香

御子柴 慎

横 江 崇

松本 徹意

吉浦 勝正

宮本 増

原告ら訴訟復代理人弁護士

同

同

本書面では、被告らが主張する変更後の埋立工事については、変更の許可をすることは許されず、新規に免許を受け直さなければならないものであることについて主張する。

## 第1 埋立の意義と埋立区域縮小に対する規制

1 公有水面埋立法は、第1条において「埋立ト称スルハ公有水面ノ埋立ヲ謂フ」とのみ記載し、その具体的な内容は法の文言からは明らかにならない。

社会通念上は、埋立とは廃棄物や浚渫土砂、建設残土などを大量に積み上げることによって人工的に陸地を造成することをいう。

2 この点、「港湾法の一部改正について」（昭和48年10月1日港管第2363号通知）によると、「いわゆる養浜事業は、海浜の新設、改良等の事業に該当する。この場合、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）は、一般的には適用されない。ただし、養浜事業のうち、例えば海浜を新設するため、恒久的な護岸（例えば階段式護岸）を築造して行う場合等養浜により陸地を造成することを目的とする場合は、公有水面埋立法に基づく手続が必要である」とされている。

要するに、「恒久的な護岸（例えば階段式護岸）を築造して行う場合等養浜により陸地を造成する」ような場合、それは「埋立」であるから、「公有水面埋立法に基づく手續が必要」になるのである。

3 ところで「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日港管第1580号、建設省河政発第57号）によると、4（1）において「法第13条ノ2の規定により出願事項のうち埋立区域の縮小等の許可の制度が創設されたが、免許に係る埋立区域以外の区域を新たに埋立区域とするときは、新規の免許が必要となるので留意すること。」とされている。

これはすなわち、単に従前免許を受けていた埋立区域が縮小されるのであれば、免許権者において変更申請に対し許可（公有水面埋立法第13条ノ2）をすることができるが、単なる縮小にとどまらず新たな埋立区域が生じるときは、免許権者による変更の許可は許されず、

埋立区域全体につき再度所要の手続きをとった上で新規の免許を受け直す必要があるということを意味する。

4 以上をまとめると、当初埋立免許を受けた内容から埋立規模が縮小されたとしても、当初免許に係る埋立区域以外の区域に恒久的な護岸（例えば階段式護岸）を築造して行う場合等養浜により陸地を造成するような場合は、埋立地全体として公有水面埋立法に基づく手続きを経て新規の免許を受ける必要があるのであり、この新規の免許を受けずになされる埋立は公有水面埋立法違反である、ということになる。

5 なお、2項・3項に記載の通知については、項E第21号証（公有水面埋立実務便覧）を参照されたい。

## 第2 本件埋立事業について

1 本件埋立計画は、従前免許を受けていた埋立計画に基づく埋立区域が縮小されたに過ぎないとして、単に変更の許可がなされ、現在に至っている。

確かに、甲A第11号証の22頁の表2.1.6「埋立地用途・利用計画及び埋立ての規模（変更前）」によれば、沖縄県施工の埋立面積は、1,344 m<sup>2</sup>であり、同24頁の表2.1.7「埋立地用途・利用計画及び埋立ての規模（変更後）」によれば、計画変更後の沖縄県施工の埋立面積は1,116 m<sup>2</sup>であり、数字の上では埋立区域の縮小に過ぎないようにも見える。

2 ところで、上記1で示した沖縄県施工の埋立面積・護岸1,116 m<sup>2</sup>の中には、人工海浜関連施設（甲A12、設計概要説明書、1-48頁、その他別途工事として実施される公共施設）の突堤（東）370m、突堤（西）192mは含まれてない（甲A第7号証6-48頁参照）。

しかし、これらの突堤は、東突堤と西突堤を合わせるとその長さは

560mにもなる。現在公開されている資料からは、突堤の幅が何mであるのか正確には分からぬが、仮に幅10mと仮定しても、 $5600\text{m}^2$ （約0.5ha）の範囲で海底から海面より相当程度の高さまで石材を積み上げて突堤を作ることになる。

しかも、この突堤のうち東突堤は、展望広場として利用されることが予定されており、東突堤を含む広い範囲が「人の利用が中心となる空間」に設定されている。（甲A第11号証47頁図2.2.2参照）。

この点、この東突堤は、図面上は均一の幅を保って陸地から沖合へ伸びているように見えるが、航空写真（甲E22）を見れば明らかなどおり、実際には途中から急激に太さを増し、まさに「広場」と呼べるような陸地が出来上がっている。

3 これら東西突堤は（とくに東突堤は明らかに）陸地であり、まさに「恒久的な護岸（例えば階段式護岸）を築造して行う場合等養浜により陸地を造成することを目的とする場合」であるから、これら突堤もを埋立区域に含めた「公有水面埋立法に基づく手続が必要」ということになる。

しかるに、計画変更前の当初埋立申請において、これら突堤に該当する埋立部分（なお、変更前と変更後では、これら突堤の形状が明らかに異なっている。）を埋立区域に含めた申請はそもそもなされていない。

また、変更後の埋立計画においては、これら突堤は変更前の突堤から明らかに形状を変え、変更前の突堤埋立区域とは異なる区域が突堤として埋立られる計画となっているにもかかわらず（すなわち「免許に係る埋立区域以外の区域を新たに埋立区域とするとき」であるにもかかわらず）、一からの新規の免許の取得のし直しではなく、法律上許されない変更の許可がなされた状態で、今まで工事が進んでしま

っているのである。

4 なお、変更前計画においても形状は異なるものの東西突堤自体は計画上存在したが、変更前申請においては、これを埋立範囲に含めることをしていないばかりか、「その他別途工事として実施される公共施設」としても一切記載していなかった（（甲A第7号証6-48頁参照））。

更に、前述のとおり、計画変更前の東西突堤の形状と、計画変更後のそれを見比べると一見して明らかなところであるが、計画変更に伴い突堤の長さ、形状が大きく変更されている（甲A12の1-34頁と1-43頁を比較されたい）。

### 第3 結論

計画変更前の埋立免許において埋立区域に含まれていなかった東西突堤は、突堤とは名ばかりで現実には陸地であることから、本来は埋立範囲に含めて所要の手続きをとった上で、免許申請されるべきものであった。しかし、それがなされていないために、東西突堤部分は埋立免許範囲外となることになった。

計画変更後、突堤の形状の変更がなされているが、特に東側突堤は展望広場として利用される陸地（埋立地）であることは明らかであり、前回許可された埋立区域とは異なる区域が埋立区域となるのであるから、変更の許可は許されず、一から新規の埋立免許を受ける必要があった。

以上より、本件変更の許可が違法になされたものであることは明かであり、これと一体となる事業につき為された国の変更の承認についても同じく違法になされたものとなることは明らかである。

なお、法律が要求する一からの新規の埋立免許・承認の取得がなさ

れていれば、その手続の中では、突堤の形状が変わることによる波の変化、突堤内の人工ビーチで人が遊ぶことによる水質の変化（日焼け止めクリーム、ゴミの流出など）や砂流出が、人工ビーチ前面に広がる海草藻場やサンゴ群落へどのような影響を与えるかなどについても当然に予測・評価等をすることとなるが、「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」のなかでは、当然のことながらこれらの点については何も記載がないところである。

以上